

1 法令根拠

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)第4条第1項の規定により、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める「高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針」(基本方針)に基づき、都道府県は「高齢者居住安定確保計画」を策定することができる。

2 計画に定める事項(高齢者住まい法 第4条)

- (1) 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標(法第4条第2項第1号)
- (2) 目標を達成するために必要な事項(法第4条第2項第2号)
  - イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
  - ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項(一般賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅・終身賃貸事業の認可に係る賃貸住宅)
  - ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
  - ニ 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項
  - ホ 高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
- (3) 計画期間(法第4条第2項第3号)
- (4) その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項(法第4条第3項)
  - ・住宅のバリアフリー化を促進するために講じる施策
  - ・サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等の強化又は緩和
- (5) 会社による住宅の改良に関する事業の実施が必要と認める場合、法第4条第2項第2号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項(法第4条第4項)

3 現行計画の概要

【目的】 住宅政策と福祉政策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的としている。

【計画期間】 平成31年度～令和10年度(10箇年)

【高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本方向・目標】

- 1 基本理念(P16)
  - 「人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくり」
- 2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標
  - (1) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標(P16)
    - 施策目標1 高齢者が安心して暮らせる住まいや施設の提供
    - 施策目標2 高齢者がいきいきと暮らせる居住支援
  - (2) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等の供給目標(P17)

区分	年度	2028年度まで
サービス付き高齢者向け住宅		19,000戸(累計)

なお、高齢者施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」による目標量とします。

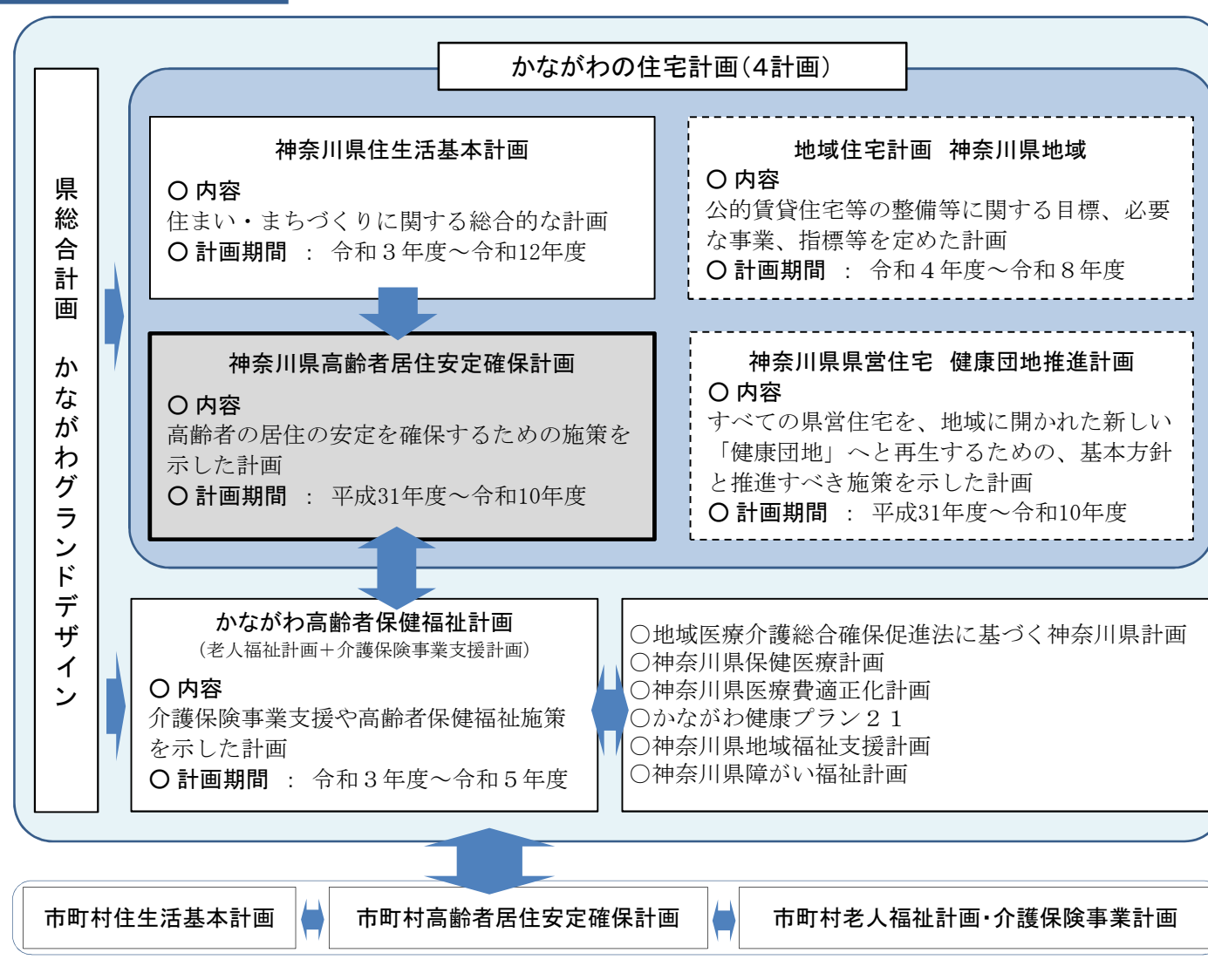
区分	年度		
	2018(平成30)	2019(平成31)	2020
特別養護老人ホーム	37,546	38,324	39,697
介護医療院	0	0	0
特定施設(有料老人ホーム等)	38,479	39,782	40,802
認知症高齢者グループホーム	13,006	13,716	14,337
軽費老人ホーム	2,135	2,135	2,135
養護老人ホーム	1,350	1,350	1,350

(単位:定員数)

【高齢者の居住の安定確保に向けた取組】(38個の細項目で構成)

- 目標の達成のための施策
  - 施策目標1に関する施策: 公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備 など(P20～)
  - 施策目標2に関する施策: 地域包括支援センターの円滑な運営 など(P27～)

4 計画の位置づけ



5 関連計画と計画期間

